

< 資格喪失の流れ >

**退職者(資格喪失者)が出た場合、
「氏名」「退職予定年月日」「退職手当を支給するか」について、宮私幼へご連絡をお願いします**

退職手当を支給する場合

宮私幼で「給付額算定内訳書」を作成し
手続き書類一式を送付します



下記書類を作成し、宮私幼へ提出お願いします
①資格喪失報告書【第6号】
②退職手当資金給付請求書【第7号】
③退職願の写し



委員会で審査し、退職月の掛金が納付されたことを確認後、
宮私幼 → 園へ退職手当資金を支払います
(振込日が決まり次第、退職手当資金裁定兼支払通知書を
送付します)



本人へ支給後、受領書の写し(もしくは振込書の写し)を
宮私幼へご提出ください

退職手当を支給しない(もしくは一部のみ支給する)場合

宮私幼で「掛金返還算定内訳書」を作成し
手続き書類一式を送付します



下記書類を作成し、宮私幼へ提出お願いします
①資格喪失報告書【第6号】
②退職手当資金<掛金返還>給付請求書【第7号の2】
③退職願の写し
④退職手当を支給しない理由書(就業規則の写し等)



委員会で審査し、退職月の掛金が納付されたことを確認後、
宮私幼 → 園へ掛金返還分を支払います
(支払日が決まり次第、退職手当資金<掛金返還>裁定兼支払通知書を
送付します)
注:掛金返還に当たり、掛金総額の5%を控除します(規則19条②)

※各書類は、FAX・メールでの提出でも構いません

「退職手当資金給付」と「掛金返還」の違い

職員が退職した場合(みなし退職も含む)、宮私幼から加盟園に退職手当資金の給付が行われます。

しかし、様々な事情から加盟園が職員に退職金を支払わない場合があります(みなし退職の場合は加盟園で預かることのできる制度があります)。

このように退職金が一部でも支払われない場合は「退職手当資金給付」ではなく、従来納入していた掛金を加盟園に返還することになります。

これが「掛金返還」ですが、掛金返還の場合は、当該退職者分として納付してきた掛金総額から**5%を控除した金額**を返還します(規則第19条第2項)。